

【民生委員・児童委員のご紹介】

前任者の退任に伴い、令和2年8月1日付けで次の方が新しく民生委員・児童委員として委嘱されました。

中澤 幸子 氏(秋竹区)

※秋竹区内の担当区域については社会福祉課へお問い合わせください。  
民生委員・児童委員は、住民の見守りや地域の身近な相談相手として活動を行うボランティアです。  
相談ごとがありましたら民生委員・児童委員をお尋ねください。

問合先 社会福祉課

☎444・31335  
FAX 443・35555



【プチ人間ドック中止のお知らせ】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、今年度予定しておりました「あま市国民健康保険プチ人間ドック」は中止とさせていただきます。受診を予定されていた方には大変申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願いいたします。

問合先 保険医療課

☎444・3168  
FAX 443・35555

【特定健診の受診期限迫る】

特定健診の受診期間は10月31日(日)までです。まだ受けられていない方は、早めに受診してください。

生活習慣病を予防するのは早期発見が決め手となります。年に一度は健診を受け、健康づくりにお役立てください。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、個別健診のみの実施となります。受診をされる方は、希望する指定医療機関へ予約を入れて受診してください。

対象 国民健康保険に加入している40歳以上の方

※対象の方には5月中旬にご案内を送付しています。

※4月2日以降に加入手続きをされた方で受診希望の方はお問い合わせください。

健診場所 海部地区指定医療機関  
健診費用 無料

問合先 保険医療課

☎444・3168  
FAX 443・35555

【年金生活者支援給付金の請求手続きについて】

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下

の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには請求書の提出が必要です。

【支給要件】

①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額※1とその他所得額の合計が879,900円以下であること

②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得※1が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【これから年金を受給する方】

年金請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

すでに年金を受給しており、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たさなくなった方

日本年金機構から請求手続きのご案内が10月中旬から順次届きます。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し日本年金機構へ郵送してください。

問合先 ねんきんダイヤル

☎0570・051165

中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

FAX 443・35555



【環境】

【犬や猫の飼い方について】

最近、犬や猫などのペットに関する苦情が、市に多く寄せられます。散歩のときは必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などにそのままになっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家



の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりして迷惑をかけることがあります。平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気が、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主人一人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎4444・3132

FAX 4443・3555



10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生

活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

**家庭でできる生活排水対策**

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

**浄化槽の適正な管理**

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。浄化槽を管理するすべての方は、法律で清掃、保守点検、法定検査を受けなければならないとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

問合せ 環境衛生課

☎4444・3132

FAX 4443・3555



**マイナンバーカードの交付臨時窓口を開設予約制**

マイナンバーカードの交付が平日の開庁時間にできない方のために臨時窓口を開設します。マイナンバーカードの交付以外の業務(住所異動、各種証明書発行等)は行いませんのでご注意ください。

開設日時 毎月第2・第3水曜日の午後7時20分まで、毎月第2日曜日と最終土曜日の午前9時から正午まで。

開設場所 甚目寺庁舎1階 市民課  
電話予約先及び予約受付日時  
電話予約先 市民課

☎4444・3167

- ・予約受付日時 月曜日～金曜日(休日及び年末年始の閉庁日を除く。)
- ・午前8時30分～午後5時15分
- ※希望する日の前日(土曜日交付は前々日、日曜日交付は3日前)までとする。(その日が祝日の場合はその日を含まない。)

問合せ 市民課

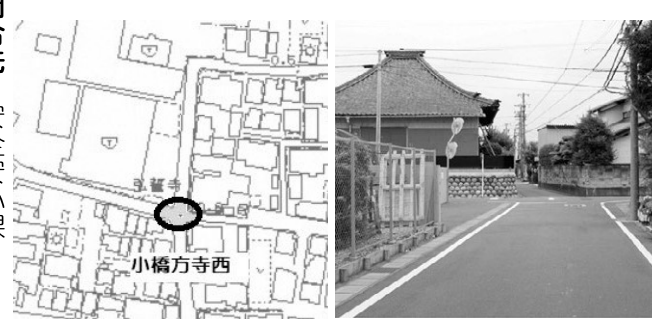
☎4444・3167

FAX 4443・3555

**交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.52**

名称 弘誓寺横の交差点周辺  
場所 小橋方寺西

この交差点は通学路。周辺道路の路側帯は狭く、朝は児童たちの列に学生の自転車が加わる。さらに、路側帯を占拠している路上駐車が多いため、児童たちはそれを避けて道路の中央にまで出てしまいます。その時、自転車や自動車を通りかかれば、接触の恐れがある。気を付けよう。(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)



問合せ 安全安心課

☎4444・0862

FAX 4441・8330